資料№.２	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年１１月１８日【建設部土木課】

土地区画整理事業特別会計廃止の検討結果について

１．経緯

土地区画整理事業特別会計は、現在、「恵庭駅西口土地区画整理事業」にかかる経費のみを計上しています。

本事業につきましては、令和２年度に関連する道路工事等及び換地処分が完了し、令和８年４月27日に最後の清算徴収金が納入されたことにより、清算が完了しました。

このことから、令和８年度をもって土地区画整理事業特別会計を廃止することの検討について、第３回定例会の経済建設常任委員会において報告しましたが、検討を行った結果、「廃止を見送り、存続する」こととしました。

２．廃止を見送る理由

① 本事業に係る特定の歳入（清算徴収金）は令和８年度で納入が完了したが、元利償還が令和22年度まで残っていること。

② 現在、本市が進めている新市街地整備など、まちづくりの整備手法によっては、今後、一般会計と区分して経理する必要が生じる場合も想定されること。

３．今後の予算

土地区画整理事業特別会計の予算は、当面の間、歳入は本事業の毎年度の公債費分を「一般会計繰入金」として一般会計から繰入を行い、歳出は本事業の長期債元利償還金の当該年度償還分を「公債費」として、歳入歳出同額を措置します。

「一般会計繰入金」及び「公債費」に関する予算は、引き続き総務部にて執行管理します。

４．今後のスケジュール

内　　容	第３回定例会時の報告	検討結果による見直し
第４回定例会初日 議案提出	令和８年11月下旬	提出しない
土地区画整理事業特別会計の廃止	令和９年３月31日（水）	廃止を見送り、存続
令和８年度土地区画整理事業特別会計の決算	令和９年５月上旬	特別会計存続として決算処理